

別紙

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。	1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性 ・本件は不二羽島文化センターにて開催する「第48回全国高等学校総合文化祭演劇部門」（以下、「本大会」という）における舞台運営業務について、高校生の大会であることに鑑み、教育的配慮のもとに安全かつ有意義なステージ発表を円滑に行うため、専門的知識を持つ人員を有する者に業務を委託するものである。 ・演劇は音響・照明の操作等、業務の特殊性及び安全面から会場に応じて運営において注意すべき箇所も多岐にわたり、ミスの許されない大規模大会においては、その会場を熟知した業者の指導のもと舞台運営を行う必要がある。 ・本県演劇部門においては、照明機器や音響機器を生徒自らが設営・操作することのみならず、安全管理、運営生徒の指導なども行っており、業者には専門的知識を持つのはもちろんのこと、生徒を指導する教育的知見も求められる。 ・本大会に向けた運営・準備を円滑に実施し、課題を整理することを目的として令和5年度に同会場においてプレ大会を開催している。プレ大会で把握した課題等をふまえ本大会を開催する必要がある。 2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明 ・有限会社サウンドステージサービスは、以前から岐阜県高等学校演劇大会や岐阜県高等学校演劇大会岐阜地区大会の舞台業務を担当している。 ・令和5年11月に開催した演劇部門プレ大会の舞台運営業務を受託し、適切に業務を遂行した実績を持ち、生じた課題等についても熟知している。 ・また、同会場において、演劇やコンサート等で舞台運営業務を担当した実績を多数持ち、同会場を熟知している。（プレ大会に先駆けて開催された令和4年度の中部日本高等学校演劇大会も同会場で開催しており、舞台運営業務を担当している。） ・近年の地区大会や県大会の運営に参加した経験をもつ人員を必要数有し、生徒への指導が適切にでき、かつ、同会場における舞台運営業務の実績がある業者は本業者のみである。 以上のことから、本契約の相手方は有限会社サウンドステージサービスの他にない。

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。